

番号	作業種別	原因別	場所	発生日	時間帯	年代	経験年数	災害発生状況	傷病の程度	発生原因	再発防止策
R8-08	枝払い	飛来物・落下物	山林	R8.4.30	11	60	30年以上	<ul style="list-style-type: none"> 被災者は、保育間伐により伐倒された木の枝払い作業を行っていた。 当該箇所ではスギとヒノキが重なって倒れており、下枝の状態は覗き込まなければ確認できない状況であった。 被災者は、反発力がかかった枝（いわゆる「ため枝」）はないと判断し、覗き込む姿勢でチェーンソーを用いて作業を行っていたところ、木片と思われる飛散物が目に当たり負傷した。 	打撲により破裂[4ヶ月]	<ul style="list-style-type: none"> チェーンソーの鋸断部に顔を近づけ、覗き込む姿勢で作業を行ったこと。 事故発生時の詳細は本人も把握できていないが、フェイスガードが伐倒木や枝等に接触し、わずかに上がっていた可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な姿勢で作業を行い、鋸断部に顔を近づける、あるいは覗き込む姿勢での作業は行わない。 ガイドバーの腹側付近を使用して切断する際は、ソーチェーンの延長線の上に木片やおが粉が飛散し作業者に当たるおそれがあるため、特に留意する。 上記が困難な場合は、手鋸を使用する、またはチェーンソーの回転数を抑える（アクセルを緩める）など、飛散物の発生を低減する措置を講じる。 枝や灌木にフェイスガードが引っ掛かり、ガードが上がるおそれのある状況下での作業は行わない。 KY活動時など、定期的にフェイスガードの状態を確認し、異常があれば交換する。 上記事項について関係者へ周知徹底し再発を防止する。 併せて、枝払い作業における基本的な注意事項（ため枝にはあらかじめのこ目を入れて反発力を低減すること、原則としてガイドバーの根元部分で枝払いを行うこと等）を、改めて関係者に周知・徹底する。
R8-07	伐採	跳ね返り	山林	R8.3.24	14	40	20年～30年未満	<ul style="list-style-type: none"> 被災者は間伐事業地内において、胸高直径約40cmの杉を斜面に対して斜め下方へ伐倒する作業を行っていた。 追い口を作成後、伐倒に備えて退避行動を取っていたところ、当該立木が倒れる際に隣接する立木の枝へ接触し、その影響で木は回転しながら想定外の斜面上方向へ倒れた。 対象木は倒れた後、さらに斜面下方へ滑り落ち、被災者はその木の枝に引っ掛かり、約4m下方へ引きずられた。その際、被災者は左足首を強打し、負傷した。 	左足首捻挫[8日]	<ul style="list-style-type: none"> 上方を含む周囲の状況を十分に確認しないまま作業を行っていたこと。 また、安全な退避場所を事前に確認していなかったため、退避行動が遅れたこと。 	<p>今回の事故を踏まえ、全職員に対し、安全な退避場所の確保と、見落としがないよう、指差し呼称による次の内容の確認を徹底する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 伐倒作業前には、上方・周囲・足元・伐倒方向・退避場所について、指差し呼称を実施する。 伐倒方向に関する指差し呼称では、隣接木の枝の張り具合等についても十分に確認する。 退避場所に関する指差し呼称では、退避時に支障となる物がないことを確認し、支障物がある場合は事前に除去する。
R8-06	伐採	跳ね返り	山林	R8.3.17	11	40	20年～30年未満	<ul style="list-style-type: none"> 間伐事業地内に大きく曲がった立木が存在していたため、伐倒時の裂け上がり等のリスクを考慮しながら作業を実施した。 被災者は、伐倒時に2m以上離れた斜め後方の立木裏に退避した。 伐倒方向自体は想定どおりであったが、立木の形状不良により倒伏時に想定外の挙動が生じ、退避していた被災者に衝突し、負傷する災害が発生した。 	骨折[1ヶ月]	<ul style="list-style-type: none"> 現場には形状不良の立木が多く存在しており、その他にも登山道が近接地にあるなど、通常の間伐事業地と比べてリスク要因が多く作業スケジュールの調整が必要な現場であった。 本来は、これらの条件を踏まえ、より詳細なリスクアセスメントを行い、現場特性に応じた作業計画を作成すべきであったが、結果として通常の間伐作業を前提とした計画にとどまり検討が十分でなかった。 	作業スケジュールの調整を要するような特殊性の高い現場については、プランナーと作業班が事前にリスクアセスメントの実施と作業計画の作成を行い、安全対策を十分に検討・確認したうえで作業を実施する。
R8-05	集材	跳ね返り	山林	R8.3.17	15	50	10年～20年未満	<ul style="list-style-type: none"> ウインチ付きグラブによる集材作業中、引き出していた材が切り株に接触して跳ね、退避場所にいた被災者の方向へ飛来した。 被災者はこれに当たり後方へ飛ばされ、現地に残置されていた古い間伐材の先端が右ふくらはぎに刺さった。 	創傷[14日]	<ul style="list-style-type: none"> 枝や梢を切ってから引き出す必要があったが、過去に問題なく作業できたことから枝払いを行わずに行ってしまった。 避難場所の選定や、支障となる古い間伐材・株の整理や撤去が十分でなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 作業前に現地状況を十分確認し、オペレーターが作業ポイントを目視できない場合は、直接確認または同僚の協力を得て、安全な作業方法を選定する。 集材時に想定される危険を事前に洗い出し、材が折れない、株や支障物に当たるなどの場合も想定したうえで、最も安全な作業方法を選択する。 作業範囲内にある支障木、残置材、株など、つまずきや飛来の危険があるものは、作業前にあらかじめ除去する。 集材時に材が跳ねたり飛来する恐れのある範囲を危険区域として設定し、その範囲外の安全な場所へ確実に退避する。
R8-04	玉切	林業機械	山林	R8.3.2	10	50	10年～20年未満	<ul style="list-style-type: none"> 玉切りを行おうとした丸太は、上下に2本重なった状態であった。 被災者は現場状況を踏まえ、下側の丸太から玉切りをしようとしたが、その際に、チェーンソーがキックバックを起こした。なお、キックバック発生時の詳細は、とっさのことで被災者本人も把握できていない。 被災者は、フェイスガードを上げたまま作業していたため、キックバックした回転中のチェーンソーがまぶたおよび頬部に直接当たり負傷した。 	まぶたおよび頬部を計13針縫合[2日]	<ul style="list-style-type: none"> 安全より作業効率を優先した作業手順を選択したこと。 作業前に汗を拭いた際、フェイスガードを上げたまま元の状態に戻すことを失念したこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 作業手順を選択する際は、安全を最優先する。本件のように丸太が重なっている状況では、チルホール等を使用して丸太を分離し、安全に玉切りが行える状態を確保したうえで作業を行う。 チェーンソーを使用する作業の前には、フェイスガード等の保護具が正しく装着・作動しているかを指差し呼称により確認する。
R8-03	伐採	飛来物・落下物	山林	R8.2.2	15	40	10年～20年未満	<p>間伐作業において、伐倒対象のヒノキに広葉樹が寄りかかっている状態であった。広葉樹は健全であり、ヒノキを伐採しても危険はないと判断して作業を進めたが、ヒノキを伐倒した直後、寄りかかっていた広葉樹が倒れ、被災者の肩に衝突して負傷した。</p>	左肩打撲[9日]	<ul style="list-style-type: none"> ヒノキに寄りかかった広葉樹を事前に除去せずに伐倒作業を行ったこと。 伐倒時の安全確認が不十分であり、さらに「大丈夫だろう」という過信により適切な判断を欠いたこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 寄りかかり木を確認した場合は、必ず事前に除去し、安全が確保されたことを確認してから次の作業に移る。 指差し呼称（上方、周囲、足元、伐倒方向、退避場所）をしてから作業にあたる。 判断に迷う状況では無理な伐倒を行わず、必ず他の作業者へ相談し、複数名で作業可否や作業手順を決定する。 今回の事案について、職員へ概要説明と注意喚起を実施した。今後も定期的に安全教育を行い、危険予知活動の徹底を図る。

番号	作業種別	原因別	場所	発生日	時間帯	年代	経験年数	災害発生状況	傷病の程度	発生原因	再発防止策
R8-02	伐採	その他	山林	R8.1.16	14	50	20年～30年未満	被災者が切捨て間伐作業を行っていたところ、伐倒したヒノキ（直径約20cm）がツル絡みによって予定外の被災者側に倒れ込んだ。被災者はこれを回避しようとした際に体勢を崩し、持病のある左膝を負傷した。	変形性膝関節症[1日]	<ul style="list-style-type: none"> 作業前に周囲確認および退避場所の確保は行っていたものの、ツル絡みの見落としがあった。 回避動作の際に左膝へ急激な負荷がかかり、持病が影響して負傷に至ったと考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> 十分な余裕を持って安全な体勢を整え、作業にあたる。 ツルが多い現場においては、ツル絡みが確認できない場合であっても、ツル絡みが発生する可能性を想定し、そのリスクに対応できる体勢を整えて作業を行う。 追い口が開き始めた時点で、速やかに退避場所へ移動することを徹底する。 作業前の作業手順の確認や安全確認に「指差し呼称」を取り入れることを周知し、習慣化を図る。 サポーターは筋力低下、血行障害、依存傾向を招く可能性があるため、使用する際は担当医と相談し、健康状態や今後の作業内容を踏まえて適切に判断する。
R8-01	伐採	転倒	山林	R8.1.16	13	50	1年未満	当日はKY活動を実施した後、作業を開始した。 間伐作業を行っていたところ、伐倒時に退避しようとした際、バランスを崩して転倒した。転倒した場所には間伐材が集積されており、その材木に左あばらをぶつけて骨折した。 作業現場の地形は比較的緩やかであったが、積雪と凍結箇所があったため、防護ブーツにアイゼンを装着して滑りにくい状態にして作業を行っていた。 なお、指差し呼称については実施していたものの、十分には徹底されていなかった。	左胸部の骨折[全治1～2週間]	退避場所は事前に確認していたが、積雪がある状況でアイゼンを装着しており、普段とは異なる作業環境であったため、急いで退避しようとした際にバランスを崩して転倒した。	<ul style="list-style-type: none"> 指差し呼称（足場ヨシ、退避場所ヨシ等）を徹底し、退避場所の確認と退避場所周囲の足場確保を確実にを行う。 経験の浅い作業員に対しては、指導者（熟練者）が技術面だけでなく、作業現場の地形や天候などの自然条件を踏まえた作業方法について指導を行う。また、近くで作業を行い、状況に応じて随時指導を行う。 冬季は積雪や凍結といった特有の条件により労働災害のリスクが高まるため、シーズン前に新規採用者などの技術者に対し、「転倒」、「落枝・落雪」への注意喚起と指導を行う。 現場経験の浅い技術者を中心に、各種研修会へ積極的に参加させるとともに、指導的役割を担うベテラン技術者についても、安全意識向上を目的として定期的に研修会へ参加させ、組織全体で労働災害防止に取り組む。